

【イタリア】人工知能に関する法律（AI 法）の制定

海外立法情報課長 芦田 淳

*2025年9月、EUのAI規則を踏まえ、医療・労働・専門職・行政・司法の各分野における規制など、AIシステムの使用等に関する包括的に定める法律がEU加盟国で初めて制定された。

1 概要

本稿では、2025年9月23日法律第132号「人工知能に関する規定及び政府への委任」¹（以下「2025年法」）を取り上げる。同法の基となった法律案は2024年5月に中道右派政権により提出され、2025年6月に下院、同年9月に上院で最終的に可決された。成立した法律は、全6章28か条から成り、同年10月10日から施行された。2025年法は、人工知能（AI）システム及びモデル²の研究、実験、開発、採用及び適用に関する原則を定め、人間中心の観点から、AIの適切で、透明性があり、責任を伴った使用を促進する（第1条）。また、AIが経済及び社会にもたらすリスクや基本的権利に与える影響を監視することを保障するものである（同条）。

2 2025年法の主な内容

（1）一般原則（第3条）

汎用目的のAIシステム及びモデルの研究、開発、使用等においては、憲法等に基づく基本的権利及び自由のほか、透明性、安全性、非差別性、持続可能性等の原則が尊重されなければならない。また、当該システム及びモデルの開発及び適用には、人間の監督及び介入が確保されなければならない。AIシステムの使用は、民主的な活動を損なうものであってはならない³。

（2）各分野における規制

（i）医療分野（第7条～第10条）

医療制度へのAIシステムの導入は、差別的な基準に基づいて医療サービスへのアクセスを制限するものとなってはならない。AIシステムは疾病の予防、診断、治療及び治療法の選択を支援するものであり、決定は常に医療従事者が行う。患者は、AIの利用について情報を得る権利を有する（以上、第7条）。地域医療支援のため、国家州保健サービス庁⁴が運用等を行うAIプラットフォームを設け、治療の提案等を医療従事者に対して行う（第10条）。

（ii）労働分野（第11条、第12条）

AIは労働条件の改善、労働者の健康保護、生産性等の向上を目的として利用され、AIの使用

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年12月5日である。

¹ L. 23 settembre 2025, n.132, Disposizioni e deleghe al Governo in materia di intelligenza artificiale. 以下、法令の法文については、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<https://www.normattiva.it/>>）を参照した。

² 2025年法は、AIシステム及びAIモデルについて、それぞれEUのAI規則（Regulation (EU) 2024/1689. 2024年6月13日制定 <<https://data.europa.eu/eli/reg/2024/1689/oj>>）第3条第1項及び第63項の定義によるものと定めている（第2条）。AI規則の邦訳については、井奈波朋子訳「外国著作権法令集（63）—EU AI規則編—一条文」2025.3. 著作権情報センターウェブサイト <https://www.cric.or.jp/db/world/EU_AI/AI_article.pdf> を参照。

³ このほか、情報及び個人データの機密性に関する原則（14歳未満の者のAI技術へのアクセスには親権者の同意を必要とする等。第4条）や、経済発展に関する原則（AIの開発及び使用の促進等。第5条）も定められている。

⁴ 国家州保健サービス庁（Agenzia nazionale per i servizi sanitari regionali: AGENAS）は、国民保健サービスを構成する国レベルの専門・学術機関であり、保健大臣、州等に対して研究活動及び支援活動を行う。“L’Agenzia.” Agenzia Nazionale per i Servizi Sanitari Regionali website <<https://www.agenas.gov.it/agenas/l-agenzia>>

に当たっては安全性、信頼性及び透明性の確保等が求められる。雇用者は、AIの使用について労働者に通知する義務を負う（以上、第11条）。労働及び社会政策省に、労働分野におけるAI使用戦略の策定、労働市場への影響の監視等を任務とする機関を設置する（第12条）。

（iii）専門職分野（第13条）

AIシステムの使用は、補助及び支援の目的に限られる。専門職は、顧客との信頼関係確保のため、使用するAIシステムに関する情報を明確、簡潔、網羅的に顧客に伝えるものとする。

（iv）行政分野（第14条）

行政機関は、業務の効率化、手続の迅速化、市民及び企業へのサービス向上のためにAIを使用するものとする。その際、関係者がAIの機能を認識でき、AIの使用を追跡できるようにしなければならない。AIは補助及び支援のために使用され、措置の決定は責任者が行う。

（v）司法分野（第15条）

司法分野におけるAIシステムの利用に関して、法律の解釈及び適用、事実及び証拠の評価並びに措置の採用に係る決定は、常に司法官に留保される⁵。裁判の簡素化等に関するAIシステムの利用は、司法省が規制する。EUのAI規則が完全に実施されるまでの間、通常裁判所におけるAIシステムの利用等は、国の所轄当局（（4）参照）の意見聴取後、司法省が認可する。

（3）政府への立法委任（第16条、第24条）

政府は、2025年法の施行日から12か月以内に、EUのAI規則に国内法を適合させるための立法命令⁶を制定するよう委任される。当該命令で定めるべき主な内容は、国の所轄当局への権限付与、AIシステム使用のための教育課程の設置、STEM（科学・技術・工学・数学）教育の強化、警察活動のためのAIシステム使用に係る規制等である（以上、第24条）。また、政府は、同じ期限内に、AIシステムの学習のためのデータ、アルゴリズム及び数学的手法の使用について組織的に規制するための立法命令、AIシステムの違法な利用等に関する規制を整備するための立法命令の制定も委任されている（第16条、第24条）。

（4）国家戦略及び国の所轄当局（第19条、第20条）

AIに関する国家戦略は、首相府の担当部署が関係大臣の意見聴取等を経て起草及び改定を行い、デジタル移行に関する省庁間委員会が2年ごとに承認する。同戦略は、官民連携の促進等を定める（以上、第19条）。また、関係法の適用及び実施を保障するため、デジタルイタリア庁及び国家サイバーセキュリティ庁をAIに関する国の所轄当局に指定している（第20条）。

（5）著作権の保護等（第25条）

AIの援助を受けて創作された著作物も、著作者の知的作業の結果である限り著作権保護の対象とする。合法的にアクセス可能なネットワーク等にある著作物から、生成AIを含むAIモデル及びシステムを介してデータ等を複製し、抽出することは、一定の条件の下で認められる。

（6）AIを使用した犯罪に対する刑罰の強化（第26条）

市民の政治的権利の行使を妨害したことに対する刑罰（1～5年の懲役）を、AIシステムを使用して行った場合には2～6年の懲役に引き上げる。AIシステムにより偽造されたコンテンツ等の違法な伝送を新たに犯罪とし、1～5年の懲役により処罰する。

⁵ 裏返せば、膨大な量の法令、判決等を分析してAIシステム自体が自律的に構築した統計モデルに基づき、あり得べき判決に至るまでの予測を可能にするようなAIシステムの利用は認められない。 Servizio Studi, “Disposizioni e delega al Governo in materia di intelligenza artificiale,” Dossier n.289/4, 27 giugno 2025, p.54. Senato della Repubblica website <<https://www.senato.it/service/PDF/PDFServer/BGT/1462309.pdf>>

⁶ 法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に政府が制定する命令で、法律と同等の効力を有する。